

訪問介護重要事項説明書

当訪問介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定を受けていない方でも、サービスの利用は可能としております。

1. 事業者の概要

法人名	株式会社 たまゆら
法人所在地	飯田市北方2688番地2
電話番号	0265-28-2885
代表者氏名	代表取締役 久保田 忠士
設立年月日	平成14年 9月18日

2. 事業所名

事業所名	飯田サポート・ヘルパーステーション
指定番号	長野県 2070502360
事業所在地	飯田市羽場町1丁目7番地9
電話番号	0265-22-7271
設立年月日	平成16年6月1日

3. 事業所の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法に基づき、利用者が居宅においてその有する能力に応じて可能な限り自立した生活が営めるよう、訪問介護サービスによって支援することを目的とする。
運営の方針	利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち地域社会の一員として開かれた生活ができるようにして、日常生活の安全と安心のための支援をする。

4. 職員体制

職 種	常 勤
管 理 者	1名 (兼)
サービス提供責任者	3名 (兼)
訪 問 介 護 員	14名以上 (内3名兼)

5. 営業日・営業時間

営業日	365日
営業時間	7:00~20:00

6. 営業区域

飯田市および下伊那郡（市外については交通費1キロメートル当たり40円となります。）

7. 訪問介護サービス利用料

※ ここに掲載されている利用料は、介護保険自己負担割合が1割の方が対象です。2割または3割の方につきましては、これに割合数を乗じた金額となります。（令和6年4月1日、介護保険法の一部改正により変更）

項目	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満
身体介護	163円/回	244円/回	387円/回	567円/回

項目	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	179円/回	220円/回

訪問介護処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 総額の18.2%にあたる金額を別途加算 (令和6年6月1日の介護保険法改正により変更)
同一敷地内減算	飯田サポートヘルパーステーションと併設されている「飯田サポートホームはば」に入居されている方へ提供されるサービスの料金は、総額の1割を減算

身体介護に引き続き生活援助を行った場合の加算	20分以上……65円/回 45分以上……130円/回 70分以上……195円/回
------------------------	--

- 上記利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービスを行うために標準的に必要となる時間に基づき計算されます。
- 医療行為はいたしません。
- 平常時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険の給付の対象となります。
 - * 夜間（午後6時から午後10時まで）……………25%
 - * 深夜（午後10時から翌午前6時まで）……………50%
 - * 早朝（午前6時から午前8時まで）……………25%
- やむを得ない事情で2人の訪問介護員がサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の料金をいただきます。

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から支払われます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。これらの場合「サービス提供証明書」を発行しますので、飯田市へ保険給付の申請を行っていただきます。
- 緊急時訪問介護加算 100単位
 - ・利用者又は家族等から要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算します。
- 初回加算 200単位
 - ・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回、若しくは初回の属する月に訪問を同行した場合、200単位を加算します。
- 介護保険からの給付額の変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担を変更します。

8. 苦情相談申立窓口

相談申立窓口	受付時間	電話番号	面接場所
飯田サポートヘルパーステーション	月曜日から金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30~17:15	0265(22)7271	飯田市羽場町1-7-9 担当者：井原 由香利
飯田市役所長寿支援課介護相談係高齢者係	月曜日から金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30~17:15	0265(22)4511	長野県飯田市大久保町 2534番地
県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係	月曜日から金曜日 (祝日・年末年始除く) 8:30~17:15	026(238)1555	長野市西長野字 加茂北143-8

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

10. 利用者より利用料の徴収方法

利用料は1ヶ月毎に計算し、利用明細書を作成して請求いたします。

お支払いは、次のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 金融機関口座から自動引き落とし
 - ・飯田信用金庫 ・八十二銀行 ・ゆうちょ銀行 ・農協
- イ. 現金払い

平成27年4月1日 改訂
平成28年5月27日 改訂
平成29年4月1日 改訂
平成30年4月1日 改訂
令和4年11月1日 改訂

令和1年10月1日 改訂
令和5年11月1日 改訂
令和6年4月1日 改訂
令和6年6月1日 改訂
令和6年11月1日 改訂

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

飯田サポート・ヘルパーステーション

説明者氏名： 井原 由香利

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

■利用者

住 所： 〒 —

氏 名：

印

■利用者の家族または関係者

住 所： 〒 —

氏 名：

印

(続き柄等)